

登別市高齢者等緊急通報機器設置事業運営要綱

(目的)

第1条 この訓令は、在宅の一人暮らし高齢者等に、民間事業者が提供するサービスを活用した緊急通報機器を貸与し、急病等の緊急事態に迅速かつ正確な救援体制をとることにより、日常生活の不安解消及び人命の安全を確保するとともに福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報機器 一人暮らし高齢者等が家庭内で急病等の緊急事態が発生したときに、無線発報機器を用いてコールセンターに通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による速やかな救助を得て当該一人暮らし高齢者等の救援等を行うための通報機器をいう。
- (2) 受注者 市から本事業の委託を受けた者。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、登別市の住民基本台帳に記録され在宅生活をしている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一人暮らしのおおむね65歳以上の高齢者で、身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者
- (2) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する高齢者であって、身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者
- (3) 同居する者の就労等により、日中又は夜間（1週間につき30時間以上をいう。）に第1号又は前号に該当する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(事業内容)

第4条 受注者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業を利用する市民へ緊急通報機器の貸与、回収及び保守
- (2) 健康相談及び緊急通報を受け付けるコールセンターの設置
- (3) 24時間体制による健康相談及び急病等による緊急通報への対応

(貸与の申請)

第5条 緊急通報機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急時の連絡先となる者（以下「緊急連絡先」という。）の承諾を得た上で、登別市高齢者等緊急通報機器貸与申請書（別記様式第1号）に登別市高齢者等緊急通報機器貸与誓約書（別記様式第2号）及び必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請者の健康状態、家庭状況及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者の有無を調査の上、貸与の可否を決定し、登別市高齢者等緊急通報機器貸与承認（却下）通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するとともに、緊急連絡先及び受注者に通知するものとする。

（緊急通報機器の管理）

第7条 前条の規定により承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、善良な管理の下、緊急通報機器を使用するとともに、緊急通報機器をこの事業の目的に反して移設し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

（利用者台帳の整備）

第8条 市長は、第6条の貸与の決定に基づき、高齢者等緊急通報機器利用者台帳（別記様式第4号。以下「利用者台帳」という。）を整備し、受注者に提供するものとする。

（利用者負担等）

第9条 利用者は、受注者が請求する利用者負担金を、直接、受注者に支払うものとする。ただし、生活保護法に基づく被保護者を除くものとする。

- 2 緊急通報機器の使用に係る電気料金及び通話料金は利用者の負担とする。
- 3 利用者又は利用者と同居する者の故意又は過失により緊急通報機器が故障し、又は滅失し、若しくは紛失した場合の修理又は新たな緊急通報機器の調達に要する費用は、利用者の負担とする。
- 4 急病等の緊急事態が発生し、救援活動の際、やむを得ない理由により家屋の一部を棄損したときは、その経費は利用者の負担とする。

（変更の届出）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登別市高齢者等緊急通報機器貸与変更届（別記様式第5号）により速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき
- (2) 緊急連絡先を変更したとき
- (3) 世帯状況が変わったとき
- (4) 生活保護法に基づく被保護者となった場合又は被保護者でなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請書の内容に変更があったとき

2 市長は、前項の変更届の提出があった場合、利用者台帳を変更し、受注者に通知するとともに、前項第1号から第3号までの変更があった場合は緊急連絡先に連絡するものとする。

（取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、貸与を取消することができるものとする。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽の申請によって事業の実施を受けたとき

- (3) 機器の善良なる管理を怠ったとき
 - (4) 利用者が第9条の利用者負担金の支払いを3か月以上怠ったとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が緊急通報機器の利用が適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前項の貸与の取消しを行った場合、利用者又はその親族、緊急連絡先及び受注者にその旨を通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の通知があった場合、緊急通報機器を回収するものとする。
- (返還)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当した場合、登別市高齢者等緊急通報機器返還申出書(別記様式第6号)により返還を申し出るものとする。

- (1) 老人福祉施設等に入所したとき
 - (2) 医療機関に長期入院するとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 利用を辞めるとき
- 2 利用者が死亡した場合の取扱いは、前項の「利用者」を「親族等」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の返還申出書の提出があった場合、利用者又は親族等、緊急連絡先及び受注者にその旨を連絡するものとする。
- 4 受注者は、緊急通報機器を回収するものとする。
- (秘密の保持)

第13条 受注者は、事業の受注によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、消防署の求めによる緊急通報時の利用者の状況等はこの限りではない。

- 2 市長及び受注者は、個人情報の保護に関する必要な措置を講じておくものとする。
- (その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年訓令第21号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の登別市高齢者等緊急通報機器設置事業運営要綱(以下「新要綱」という。)第5条の申請及び新要綱第6条の承認その他この訓令を施行するために必要な準備行為は、この訓令の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行の際、現に緊急通報機器の貸与を受けている者における新要綱第9条に規定する利用者負担金は、令和4年3月31日まで免除するものとする。
- 4 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の登別市高齢者等緊急通報機器設置事

業運営要綱の規定に基づき緊急通報機器の貸与を受けている者については、令和4年3月31日まで従前の例による。

別記様式第1号(第5条関係)

登別市高齢者等緊急通報機器貸与申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住 所

氏 名

登別市高齢者等緊急通報機器設置事業運営要綱第5条の規定により、緊急通報機器の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

利用者の状況	フリガナ		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)	血液型 ()
	氏 名					
	住 所					
	電話番号		生活保護受給の有無	有 ・ 無		
	住居状況	1. 自家 2. 公営住宅 3. 借家 4. 間借 5. その他 ()				
	世帯状況	1. ひとり暮らし 2. 高齢者のみの世帯 3. 日中独居世帯				
	住宅構造	集合住宅 ・ 一軒家		平屋 ・ () 階建て		
	住宅用火災警報器 設置の有無	設置 ・ 未設置				
	かかりつけ 医療機関	病 院 名		電 話 番 号		
		主 治 医 名				
利用者の身体状況	病 歴					
	視 力	普通 弱視 全盲	排 泄	普通 一部介助 全介助		
	聴 力	普通 やや難聴 難聴	食事摂取	普通 一部介助 全介助		
	言 語	普通 やや不自由 不自由	歩 行	普通 歩行器・杖が必要 全介助		
	入 浴	普通 一部介助 全介助	着 脱 衣	普通 一部介助 全介助		

(添付書類) 生活保護受給者は、生活保護受給証明書を添付すること。

(裏)

緊急連絡先	1	フリガナ		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)	本人との続柄
		氏名					
		住所					電話番号
	2	フリガナ		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)	本人との続柄
		氏名					
		住所					電話番号
	3	フリガナ		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)	本人との続柄
		氏名					
		住所					電話番号

※緊急連絡先には、原則、親族を記入してください。

利用者負担を負担する方（生活保護受給者以外の方）							
フリガナ		男・女	生年 月日	年 月 日 (歳)	本人との続柄		
氏名							
住所					電話番号		

登別市高齢者等緊急通報機器貸与誓約書

年 月 日

登別市長 様

住 所

申請者

氏 名

登別市から貸与承認決定があった緊急通報機器の使用にあたり、次のことを守ります。

記

- 1 緊急通報機器の貸与承認決定があった場合、受注者と利用に関する契約を締結します。
- 2 緊急通報を発し、受注者からの様態確認電話に応答しない場合は、受注者が派遣する警備員、消防署員その他関係者の立入りを認めます。
- 3 2により住宅への立入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 4 2による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、受注者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の責任を問いません。
- 5 私が用意する合鍵を、受注者に預けます。
- 6 緊急の場合の緊急連絡先への連絡に同意します。
- 7 費用の負担が発生する場合には事業者への支払を怠りません。
- 8 本事業の対象者の確認のため、登別市が随時に世帯状況や生活保護受給状況を調査することに同意します。
- 9 申請書等に記載した事項については、受注者、消防署員、民生委員・児童委員へ情報提供することに同意します。
- 10 善良な管理のもと緊急通報機器を使用するとともに、緊急通報機器をこの事業の目的に反して移設し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しません。
- 11 緊急通報機器を棄損し、又は滅失し、若しくは紛失したときは、修理又は新たな緊急通報機器の調達に要する経費を負担します。

別記様式第3号（第6条関係）

登別市高齢者等緊急通報機器貸与承認（却下） 通知書

年 月 日

様

登別市長

年 月 日付で登別市高齢者等緊急通報機器貸与申請書の提出がありましたこのことについて、次のとおり通知します。

記

1 申請者

2 緊急連絡先

	氏 名	住 所
1		
2		
3		

3 利用者負担金を負担する方

	氏 名	住 所
1		

4 承認・却下

(1) 承認します

(貸与条件) 裏面のとおり

(2) 却下します

(理由)

(裏)

貸与条件

- 1 緊急通報機器の貸与承認決定があった場合、受注者と利用に関する契約を締結します。
- 2 緊急通報を発し、受注者からの様態確認電話に応答しない場合は、受注者が派遣する警備員、消防署員その他関係者の立入りを認めます。
- 3 2により住宅への立入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じても、その賠償責任を問わず、損失補償も求めません。
- 4 2による住宅への立入り又は緊急搬送が行われた時以降の住宅の管理責任については、受注者が派遣する警備員、消防署員その他の関係者の責任を問いません。
- 5 私が用意する合い鍵を、受注者に預けます。
- 6 緊急の場合の緊急連絡先への連絡に同意します。
- 7 費用の負担が発生する場合には事業者への支払を怠りません。
- 8 本事業の対象者の確認のため、登別市が随時に世帯状況や生活保護受給状況を調査することに同意します。
- 9 申請書等に記載した事項については、受注者、消防署員、民生委員・児童委員へ情報提供することに同意します。
- 10 善良な管理のもと緊急通報機器を使用するとともに、緊急通報機器をこの事業の目的に反して移設し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しません。
- 11 緊急通報機器を棄損し、又は滅失し、若しくは紛失したときは、修理又は新たな緊急通報機器の調達に要する経費を負担します。

別記様式第4号（第8条関係）

高齢者緊急通報機器利用者台帳

年 月 日

利用者端末番号											
市町村名・部署名						TEL					
登録年月日	年 月 日		貸与年月日	年 月 日		変更年月日	年 月 日				
フリガナ 利用者氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日		血液型			
利用者住所					TEL						
対象者区分	ひとり暮らし ・ 高齢者のみの世帯 ・ 半日以上ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯										
生活保護法適用の有無	有 ・ 無			利用者負担徴収の可否			可 ・ 否				
住宅用火災警報器設置の有無				設置 ・ 未設置							
住居種類	自家・公営住宅・借家・間借・その他				住居構造	(集合住宅・一軒家) (平屋・ 階建)					
かかりつけ 医療機関名					主治医名			TEL			
病歴											
緊急連絡先	順位	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所			利用者との関係	TEL		
	1		男・女	年 月 日							
	2		男・女	年 月 日							
	3		男・女	年 月 日							
利用負担 金支払者			男・女	年 月 日							
特記事項											

別記様式第5号（第10条関係）

登別市高齢者等緊急通報機器貸与変更届

年 月 日

登別市長 様

住 所
利用者
氏 名

登別市高齢者等緊急通報機器貸与承認を受けた内容に変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

記

1 変更する事項

(1)	氏名、住所又は電話番号
(2)	緊急連絡先
(3)	世帯状況
(4)	生活保護法の適用を受ける被保護者の有無
(5)	その他申請書の内容

2 変更内容

変更前	変更後

別記様式第6号（第12条関係）

登別市高齢者等緊急通報機器返還申出書

年 月 日

登別市長 様

住 所
申出者
氏 名
(利用者との続柄)

次の理由により、緊急通報機器を返還致します。

記

1 利用者氏名

2 返還年月日 年 月 日

3 返 還 理 由